

---

防ぐ観点から、設計図書未決定事項の解消に努めるべきとしている。また、発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインにおいては、設計図書と現場の状況が異なっていた場合に、設計変更の作業を受注者に無償で行わせること等受注者に過度な義務や負担を課す片務的な内容による契約や契約外の行為をさせることは、建設業法違反となる可能性があり、現に慎むべきとしている。ガイドライン等の周知に努めていきたい。

#### (4) 誠実な契約変更等の実施について

日空衛より、誠実な契約変更等の実施について、次の通り要望しました。

- ① 前工程の遅延による経費増に係る誠実な協議の実施の指導及び分離発注の場合の他工種の工程遅延による工期延長において、積み上げによる契約変更が可能となる積算基準の見直し
- ② 熱中症対策のための追加費用について契約変更の協議事項となることの明確化及び猛暑を考慮した積算基準（歩掛り）の見直し
- ③ スライド条項の適用に当たり誠実な協議の実施について

これに対し、国土交通省からは以下の説明がありました。

① 建設業法令遵守ガイドラインでは、前工程の遅れが発生しているにも関わらず、請負代金額や工期の変更に関する下請負人からの協議に元請負人が正当な理由なく応じない場合は、建設業法の違反になる恐れがあるとしている。国土交通省では、契約当事者がルールを遵守し、適切に契約変更していただくことが重要と考えており、益暮通達により、適切な契約変更を要請している。

営繕工事については、共通仮設費、現場管理費については、工期に連動した率で算定するものとしており、工期が延長となれば増額になる。クレーンの設置費用など工事内容、施工条件に応じて変動する内容については、個別に積み上げて加算することとしており、工期が延長することにより、施工条件が変われば、金額を変更することとしている。

共通仮設費率、現場管理費率ともに、令和5年3月に見直しをしているが、今後も実態調査を継続し、必要と判断された場合は、見直しを検討したい。

② 工期に関する基準では、予定された工期で工事を完了することが困難な場合には受発注者双方協議の上、工期延長を含めた契約変更をすることとしている。民間工事については、猛暑日を考慮した適切な工期設定が行われるよう、工期に関する基準の周知徹底を図りたい。